

定 款

株式会社ユーザーローカル

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ユーザーローカル と称し、英文では User Local, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューター及び周辺機器ならびにソフトウェアに関する下記事業
 - イ) 企画、製造
 - ロ) システム開発コンサルティング事業
 - ハ) 販売、仲介、輸出入
2. 経営に関するコンサルテーションならびに調査・研究及び情報提供
3. インターネット・携帯端末等を利用した各種情報提供サービス業
4. インターネット・携帯端末等に関する技術指導ならびにコンサルタント業
5. インターネット・携帯端末等の接続業
6. 市場調査業務の企画、実施及びコンサルタント業
7. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売
8. 各種講演会、その他催物の企画、制作、運営
9. 広告の企画・制作及び広告代理店業
10. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2,600 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する

ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(期末配当金等の除斥期間)

第 37 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

第 7 章 雑 則

(補充規定)

第 38 条 この定款に定めのない事項は、会社法その他の法令に従うものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 19 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

(本店の所在地の変更に関する経過措置)

- 第 2 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は、2025 年 4 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第 2 条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。

平成 17 年 9 月 26 日 制定

平成 28 年 1 月 29 日 改廃

平成 28 年 11 月 22 日 改廃

令和 元年 7 月 1 日 改廃

令和 3 年 9 月 22 日 改廃

令和 4 年 9 月 22 日 改廃

令和 6 年 9 月 20 日 改廃